

児童ポルノ流通防止協議会への提言

2010年9月30日

安心ネットづくり促進協議会 調査企画委員会

児童ポルノ対策作業部会

1 はじめに

児童ポルノは絶対に許されるものではなく、特にインターネット上の児童ポルノ画像で児童の権利侵害が甚だしいものについては、社会全体はもちろん、インターネット事業者としても必要な対策を講じなければならない。

そのような認識から、われわれ安心ネットづくり促進協議会は、児童ポルノ画像の流通・閲覧防止に対して有用である通信遮断措置（いわゆるブロッキング）につき、法律上及び技術上の諸問題を幅広く検討し、本年6月にその成果を取りまとめたところであるが、いまだ問題点のすべてが解消されたわけではない。当会としては、児童ポルノ画像に対するブロッキングの実効的かつ円滑な実施に向けて、インターネット事業者および利用者の不安を払拭しつつ、今後も引き続き、様々な問題点に関して、検討を行い、提言を公表していく予定であるが、まず貴協議会が関与するアドレスリストの作成に係る仕様書及び実証実験を通じた業務実施マニュアルの作成に関し、早急に解決しなければならない法的問題につき、以下のように検討を行ったところである。

アドレスリストの作成は、児童ポルノサイトへのブロッキングの端緒となるものであり、作成されたアドレスリストが適正であるべきことはもちろんのこと、その作成過程において、透明性、公平性、中立性が確保されることは極めて重要である。かかる点に検討を加えた当会の意見も踏まえつつ、貴協議会において、アドレスリストの作成に係る仕様書及び実証実験を通じた業務マニュアルを作成いただければ幸甚である。

2 アドレスリストの対象範囲

(1) 問題の所在

アドレスリストの対象範囲については、貴協議会において取りまとめられた平成22年3月25日付け「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体運用ガイドライン」（以下「運用ガイドライン」という。）において、すでに明示されているところであるが（運用ガイドライン第3の1（2））、その具体的な基準や事例は未だ不明確であることから、次のように、明確化した上、その対象範囲を策定することが望まれる。

(2) 「サイト管理者等への削除要請を行ったが削除されなかったもの」について

画像の削除は、児童ポルノ対策として効果が最も大きい手段であり、また、削除に要する期間は、捜査に必要な一定期間よりも短いのが通常である。加えて、児童ポルノ画像それ自体が違法情報であり、サイト管理者等が削除権限を有するのが通常であ

ることからすれば、画像の削除は、他の手段と比べて、より侵害的でない実効的な代替手段であるといえる。他方、通信の秘密もまた重要な法益であるから、通信の秘密の侵害に当たるブロッキングの実施に先立ち、まずは、サイト管理者等による削除の前提となる削除要請がなされるべきである（削除要請前置の原則）。削除要請を行うこともなく、ブロッキングを実施することは、通常は許されず、削除要請を行っても奏功しない場合にのみ、ブロッキングが許容されるのが原則である、と考えるのが相当である。

具体的には、インターネットホットラインセンターが、サイト管理者等へ削除を要請した後、サイト管理者等が対応に要する標準的な処理期間およびリスト作成管理団体がリスト掲載を判断するのに必要な期間を経過しても削除されていない場合に、はじめてブロッキングの実施が可能となると考えるべきである。

(3) 「海外サーバに蔵置されているもの」について

上記(2)のとおり、ブロッキングに先立ち、まずは当該画像の削除要請がなされるべきであるが、「海外サーバに蔵置されているもの」については、典型的に削除要請が奏功しない場合には、削除要請をせずにブロッキングすることも許されると考えられる。ただし、海外サーバであっても、管理者が国内に所在するなど、削除要請が奏功する場合には、(2)で示した原則に戻り、やはりまずは削除要請がなされるべきである。

(4) 「サイト管理者等への削除要請が困難であるもの」について

仮にサイト管理者への削除要請ができなくても、サーバ管理者やプロバイダに対する削除要請等を実施することができるなど、何らかの形で、関係者に対する児童ポルノ画像の削除要請は可能である以上、『サイト管理者等への削除要請が困難であるもの』という事態を想定することは困難である。

また、削除自体が困難である場面は、当然考えられるところ、そのような場合であっても、上記(2)のとおり、削除が実効性の最も高い手段であることからすると、まずは削除要請をすべきであり、その後削除がなされなかった場合において、はじめてブロッキングを実施すべきである。

(5) 「その他、既に多くのウェブサイト又はウェブページを通じて流通が拡大しているなど、迅速かつ重層的な流通防止対策が必要で、事前に専門委員会の承認を得たもの」について

上記(2)のとおり、まずは削除要請がなされることが原則であり、削除要請が奏功しない場合にのみ、ブロッキングがなされるべきであるところ、「…迅速かつ重層的な流通防止対策が必要で、事前に専門委員会の承認を得たもの」がなぜその例外となるのか、その根拠が明らかではない。また、何がこの類型に該当するのかも一義的に明らかではないため、少なくとも当面の間はこの類型をアドレスリストの対象とすべきではない。

(6) その他アドレスリスト作成・管理に関して検討すべき事項

ア 児童ポルノ該当性の判断について

児童ポルノ該当性に疑義がある画像をアドレスリストに掲載する場合、ブロッキングすべきでない情報をブロッキングの対象とする結果（いわゆるオーバーブロッキング）が生じる可能性がある。この場合、児童の権利等を守るためにはおよそ不要なブロッキングが行われるため、補充性の要件を欠くものとして、「通信の秘密」を違法に侵害することになる可能性も高い。したがって、アドレスリストに掲載するに際しては、判定アドバイザーの判断も踏まえて、確実に児童ポルノに該当するものと判断されたもののみを掲載し、該当性に疑義がある画像をリストに掲載しないようにすべきである。また、削除要請を受けたサイト管理者等が、児童ポルノ該当性について異議を述べた場合には、アドレスリスト掲載の判断に際して当該異議があった事実およびその内容を考慮すべきである。

イ リスト更新頻度について

児童の権利等の侵害を防ぐとともに、ウでも述べるとおり、リストからの迅速な除外が必要となる場合もあることから、インターネット事業者がすみやかに新しいリストを利用することができるよう、リストはできるかぎり頻繁に更新されるべきである。

ウ 除外要請について

除外要請がなされた場合につき、除外要請の理由の有無について、迅速かつ的確に判断できるような手続きを、アドレスリスト作成管理団体において、構築すべきである。

エ 当初は削除要請できない状況でブロッキングを実施したものの、後に削除要請できる状況が生じた場合の対処について

この場合、削除要請ができるのみではなく、削除が現になされて初めて、アドレスリストから除外すべきである。

3 DNS ポイズニング方式に対応したリスト作成の必要性について

DNS ポイズニング方式によるブロッキングに関しては、その導入に際してのコストが比較的低廉である反面、技術的な限界として、オーバーブロッキングに至る可能性も否定できない旨、従前より指摘されている。

しかし、DNS ポイズニング方式以外の手法によるブロッキングに関しても、確かにオーバーブロッキングに至る可能性は低くなるものの、コスト面の問題のみならず、技術的にも、十分信用できる段階とは言い切れない状況にある。

そうすると、現時点においても、DNS ポイズニング方式も、いまだブロッキング手法としての選択肢たりうる存在であり、DNS ポイズニング方式に対応したリスト作成の必要性は依然高いといえる。

確かに、DNS ポイズニング方式においては、作成されたアドレスリスト次第では、オ

オーバーブロッキングの可能性が決して低くないことは、従前より指摘されているところである。特に「通信の秘密」との関係については、一般にオーバーブロッキングが生じる場合には補充性の要件を欠くおそれが生じることは上記2(6)アで検討したとおりであるが、DNS ポイズニング方式以外の方式の導入が、コスト面や技術面の点で、必ずしも容易ではない段階では、オーバーブロッキングを極力回避できるようにアドレスリストのあり方等を工夫した上であれば、DNS ポイズニング方式を採用することも、緊急避難として許容されることが考えられる。

そうすると、オーバーブロッキングに関しては、「通信の秘密」との関係でも、特段大きな問題を生じないと考えられる。

以上